

令和3年度
「みなとや海辺の活動支援」募集要項

1. 趣旨

この活動支援は、北九州市若松区響灘地区で風力発電事業を行っている（株）エヌエスウインドパワーひびきが、地元への貢献として北九州市民等が行うみなとや海辺における賑わいづくりや環境等に関する諸活動に対し、その活動費の一部を助成するものです。

2. 対象活動

助成対象は、北九州市内のみなとや海辺およびその周辺のエリアで行う活動や、エリア内外を問わず、市民等がみなとや海辺に対して愛着や興味を持てるような活動で、みなとや海辺に関する次の各号に掲げるものとします。

- (1) 海辺の資源等を活用した賑わい活動
- (2) 自然環境保全活動
- (3) 環境美化活動
- (4) 体験型学習活動
- (5) 地域づくり、まちづくり活動
- (6) 歴史・文化・魅力等発見・発信活動
- (7) 環境に関する普及啓発・広報活動
- (8) 環境に関する活動で、特に認められるもの（調査・研究等）

(助成の対象とならないもの)

- (1) 営利のみを目的とする活動
- (2) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
- (3) 自治会活動
- (4) その他、選考会事務局（以下「事務局」という）が不相当と認めた活動

3. 対象団体

対象団体は、次の各号に掲げる団体とします。

- (1) 市民ボランティア団体
- (2) 学校・教育関係機関
- (3) 特定非営利活動法人（NPO法人）
- (4) その他、北九州市内に主たる活動拠点を有し、企画した活動を最後まで責任を持って遂行できる能力を有する個人、グループ、法人等

(助成の対象とならない団体)

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団若しくは暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）と密接な関係を有する団体
- (2) その他、事務局が不相当と認めた団体

4. 対象となる経費

対象となる経費は、活動に直接必要と認められる下記の経費で、消費税に相当する額も含まれます。

- (1) 謝礼金 : 外部協力者および作業補助者への謝礼金、交通費、宿泊費
(団体関係者への人件費は認められません)
- (2) 物品資材購入費 : 資材、消耗品等の購入費(単価2万円未満)
- (3) 賃借料 : 事務室、会議室、レンタル品等の賃借料
- (4) 広報宣伝費 : 事業の実施告知や海辺の魅力発信に係る費用
(WEB、新聞・雑誌への掲載等)
- (5) 委託費 : イベント等の運営に係る委託料
- (6) 印刷費 : 資料、報告書等の印刷費
- (7) 通信運搬費 : 郵便料金、電話料金、物品等の運搬費
- (8) 保険料 : 活動の実施に必要な各種保険料
- (9) その他 : 上記項目に該当しない必要経費で、事務局が認めたもの
(食糧費など)

※パソコン、音響機器、テントなどの高額な物品の購入はできません。

レンタル等での対応をお願いします。

※委託費は内訳を明らかにしてください。ただし、景品及び食材に係る経費は対象外となります。

※食糧費については、団体の会員や参加者の弁当代・食事代などは対象外とし、団体の会員や参加者の活動時の熱中症等安全対策としてのお茶代や、アルバイトの弁当代などは対象経費とします。

お茶代、アルバイトの弁当代、イベントで使用する食糧材料費は、応募時に「その他」として計上し、目的等を記載してください。

※イベント等開催時は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をしていただき、対策に係る費用は計上してください。

5. 助成金額

- (1) みなとや海辺の活動助成金
1活動あたり30万円を限度として助成し、助成期間は3箇年を限度とします。
- (2) みなとや海辺の継続活動助成金
(1)の助成期間(3箇年)以降も継続して行なわれる活動に
1活動あたり10万円を限度として助成します。

※助成は、1活動/1団体。

※他団体から助成を受ける場合は、その助成金と本助成金の合算金額が当該事業費の総額を超えることは出来ません。

他団体の助成金と本助成金の合算金額が当該事業費の総額を超えた場合は、超えた分の金額を返還していただきます。

6. 応募方法

助成金の交付を受けようとする団体は、別紙様式の活動計画書（様式1号～4号）および暴力団員等でない旨の誓約書（様式5号）を提出してください。なお、提出後に計画内容のお問い合わせをする場合があります。

また、活動計画書に不備がある場合などは、再提出や修正をお願いすることがあります。

7. 募集期間

事務局が、別途定め公表します。

8. 選考方法

- (1) 助成の有無および助成金額は、書類選考にて決定します。
- (2) 選考結果については、事務局より申請団体すべてに文書で通知します。
(選考結果についての個別のお問い合わせには応じかねます。)

9. 助成金の交付

助成金の交付が決定された団体には、事務局より交付決定金額を通知しますので、通知を受領後、助成金申請書（様式6号）を提出してください。

また、助成金については、前払い金（交付決定金額の1/2）と、精算金の2回に分けて、（株）エヌエスウインドパワーひびきよりお支払いします。

なお、継続活動助成金は、交付決定後に全額を前払いでお支払いします。

10. 助成金の使途及び活動内容等の変更

原則、申請した経費以外の使途や活動内容等の変更は認められません。やむを得ない事情で変更するときは、すみやかに事務局に連絡してください。また、経費の追加などの助成金の使途の変更や、活動目的や場所、内容の変更など、大幅に変更する場合は、事務局の承認を受けてください。その際、変更後の活動に着手する30日前までに、変更計画書を事務局に提出してください。

11. 実績報告

助成金の交付を受けた団体は、活動終了後30日以内（年度内においては3月31日まで）に、活動の結果・成果、会計報告等をまとめた「完了報告書」を、必ず活動状況が確認できる写真を添付の上、事務局へ提出してください。

様式	提出方法
様式7号～8号	2部提出
様式9号	電子データにて 1部提出 ※電子メールにて提出する場合は、下記の宛先に提出。 ※電子データで提出できない場合は、紙にて 2部提出 。

他団体から助成金を受けている場合には、完了報告時に「他団体からの助成金の通知書」を添付してください。

また、事務局より活動成果の作成や「世界体操・新体操開催」の広報を依頼する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

1 2. 助成金の精算

活動終了後、完了報告書により、申請した活動内容を実施しているか、助成金の使途が適正であるか等を事務局が審査・精算します。適正であれば、交付すべき助成金の額（最終交付確定額）を確定し、活動助成金交付確定通知書により、当該助成金の交付を受けた団体に通知するとともに、最終交付確定額より前払い金を差し引いた残金（精算金）を（株）エヌエスウインドパワーひびきより精算払いします。

1 3. 交付決定の取り消し

事務局は、助成金の交付を受けた団体が、次の各号に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消します。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の内容、又はこれに付した条件が要項の規定に違反したとき。
- (4) 交付を受けた活動を実施しなかったとき。

1 4. 助成金の返還

交付決定の全部又は一部の取り消しを受けた団体は、交付を受けた助成金のうち、取り消しに係わる部分に相当する助成金の額を、（株）エヌエスウインドパワーひびきへ速やかに返還していただきます。

また、活動終了後に助成金の精算を行ないますが、前払い金が最終交付確定額を超える場合は、超過した金額を返還していただきます。

1 5. 様式

様式は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 活動計画書 (様式1号～4号)
- (2) 暴力団員等でない旨の誓約書 (様式5号)
- (3) 助成金申請書 (様式6号)
- (4) 完了報告書 (様式7号～9号)

1 6. 申請書等送付先・問合せ先

みなとや海辺の活動支援 選考会事務局

〒801-8555 北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市 港湾空港局 港湾整備部 計画課

TEL 093-321-5967 FAX 093-321-5915

E-mail kouwan-keikaku@city.kitakyushu.lg.jp